

第33回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月27日(木) 午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 14人

会 長 7番 中井 悟

会長職務代理 13番 西元 道啓

委 員 2番 近藤 一祝 3番 安田 伸二

5番 向山 博 6番 坂野 幸夫

8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市

10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志

12番 椿 新二 14番 高山 重人

15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸

4 欠席委員 1番 天水 委員

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明願いについて

第5 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 農用地区域の変更について

第9 令和2年農作業雇用標準賃金の改定について

第10 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第11 蘭越町農業再生協議会臨時総会の概要について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史

農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第33回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。なお欠席の申し出が天水委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、14番 高山委員 と15番 親谷委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第32回の総会以降の諸般について、報告いたします。

2月13日蘭越町農業再生協議会臨時総会に出席しております。

2月13日令和元年度第3回蘭越町育苗施設運営委員会に出席しております。

2月20日振興・農政専門委員会に出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

NO1からNO2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和2年2月2

7日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成18年11月29日から平成23年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年2月10日、土地引渡の日は令和2年2月27日です。解約理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年8月1日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年2月20日、土地引渡の日は令和2年2月27日です。解約理由は、契約内容を変更して新たに契約するため、解約するものです。

議 長

NO1からNO2について、担当委員から順次、補足説明を願います。

10番
(杉本委員)

番号1番ですが、〇〇を〇〇方面に曲がり300m位行ったところ、左側に曲がったところの圃場になります。以上です。

16番
(伊藤委員)

番号2番について、ご説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇さん宅の周りとその向いにある土地になります。〇〇番〇ですが、〇〇の向かいの山側一番奥に入った場所になります。2号議案にも出てきますのでよろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1からNO2については、原案のとおり受理することとします。

次のNO3については、私が農業委員会法第31条、議事参与の制限に該当しますので、退席させていただきます。

したがいまして、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。

暫時休憩します。

(中井会長退席)

(西元職務代理者 議長席へ)

再開します。NO3について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成21年4月30日から平成24年4月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年2月20日、土地引渡の日は令和2年2月27日です。解約理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議長

NO3について、担当委員から補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

3番についてご説明いたします。内容については事務局説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇〇を入れていき、〇〇〇宅がありますが、その手前になる農地になります。また、2号議案にも出てきますのでよろしく願います。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案のNO3については、原案のとおり受理することとします。
暫時休憩といたします。
(中井会長着席)

再開します。

日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、西元委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(西元委員退席)

再開します。

NO1について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定、並びに使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年2月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、引き続き貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和12年1月29日までの10年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を引き続き借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

3番
(安田委員)

番号1番の件ですが、内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さんの住宅の道路挟んで向かいの圃場になります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1については、原案のとおり決定し、許可すること
とします。
暫時休憩といたします。
(西元委員着席)

再開します。

NO2からNO4について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号2、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番
〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、
農地を耕作できないので、新規で貸し付けするものです。成立す
る法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、
共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条
許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和5年2月26日
までの3年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、
申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けす
るものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域
における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断
いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番
〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付
理由は、農地を耕作できないので、新規で貸し付けするものです。
成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価
格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法
第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年2月
26日までの5年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、引き続き貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年2月26日までの5年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を引き続き借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

議 長

NO2からNO4について、担当委員から順次、補足説明を願います。

10番
(杉本委員)

番号2番、先ほどの原案1号議案と同じ圃場であります。確認をお願いいたします。

6番
(坂野委員)

番号3番、内容につきましては事務局説明のとおりです。場所は、〇〇さん宅の向かい側細い〇〇を通過して、奥の圃場になります。よろしく願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号4番、内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、先ほどの1号議案に出てきた2番と同じ圃場であります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

13番
(西元委員)

4番について、10a当たりの賃貸料が安く思われるのですが。

事務局
(福岡係長)

4番については、前は〇〇円位でしたが、水を引き上げるのに電気代の分を負担していたというので、今回は電気代分を負担しないということでこういう金額になりました。現状は、あまり条件の良い農地ではないということで、この金額に設定しております。

13番
(西元委員)

わかりました。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案のNO2からNO4については、原案のとおり決定し、許可することとします。

次のNO5及び6については、私が農業委員会法第31条、議事参与の制限に該当しますので、退席させていただきます。

したがって、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。

暫時休憩します。

(中井会長退席)

(西元職務代理者 議長席へ)

再開します。NO5及び6について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号5、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年2月26日までです。

番号6、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番

○外○筆、田で○○○㎡、畑が○○○㎡です。権利の区分は賃借権の設定。貸付理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で○○○円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格○○○円、畑の10a当たりの価格は、○○○円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和5年2月26日までの3年間です。

○○さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、○○氏との経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO5及び6について、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号5番・6番についてご説明いたします。内容ですが事務局説明のとおりです。場所ですが、5番は○○番○から○○番○、○○番○までは、○○○さん宅の向かい側、○○沿いになる一角になります。○○番○ですが、○○○さん宅の中間に当たり、○○沿いの土地となります。○○番○から○○番○ですけれども、○○さん宅の手前の○○さん自宅の土地があったのですが、もう少し手前にある場所になります。○○番○ですけれども○○○さんでずっと入って行くのですが、川に向かって左側になります。

6番ですけれども、先ほどの1号議案3番に出てきた農地になります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO5及び6については、原案のとおり決定し、許可することとします。

暫時休憩といたします。

(中井会長着席)

再開します。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO6について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年2月27日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

番号2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和4年3月5日までの2年間です。価格は、〇〇〇円。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和3年3月5日までの1年間です。価格は、〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は使用賃借権の設定、成立する法律関係は使用賃借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和10年7月5日までの8年間です。価格は、無償です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和7年3月5日までの5年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和12年3月5日までの10年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

NO1からNO6について、担当委員から順次、補足説明を願います。

5番
(向山委員)

番号1番・2番について説明いたします。内容は事務局説明のとおりです。場所ですが、写真見ていただきたいですが、1番の売買箇所が〇〇さん自宅の川向かいでございます。

番号2番の方は、〇〇さんの倉庫がありますが、それを囲むようにあります。よろしく願いいたします。

6番
(坂野委員)

番号3番について説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの自宅から線路側に向かった場所になります。

番号4番について、説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所は、〇〇さんの自宅から〇〇側に向かった一部になります。

5番について、説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所は、〇〇さんの自宅から〇〇側に向かった裏手の場所になります。以上です。よろしく願いいたします。

13番
(西元委員)

6番に関して、ご説明申し上げます。内容については、事務局説明のとおり、契約更新するという案件でございます。場所に関しましては、〇〇さんの住宅と〇〇間に1団地、それよりも山手の方に1団地、〇〇さんの住宅の反対側に1団地、〇〇さんの住

宅の入り側から200m位〇〇の方に向かったところ、〇〇から行ったところの左側にある1団地でございます。よろしくお願いいたします。

議長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員 質疑なし。

議長 質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 本案のNO1からNO6については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

次のNO7から11については、私が農業委員会法第31条、議事参与の制限に該当しますので、退席させていただきます。

したがいまして、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。

暫時休憩します。

(中井会長退席)

(西元職務代理者 議長席へ)

再開します。NO7から11について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年3月6日から令和10年3月5日までの8年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。なお、〇〇番〇、〇〇番〇は無償です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は

賃貸借です。契約期間は令和2年3月6日から令和5年12月25日までの4年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号9、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年3月6日から令和5年12月25日までの4年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇が〇〇〇円、その他の4筆は〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号10、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年3月6日から令和6年2月5日までの4年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、田で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。

番号11、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年3月6日から令和6年6月9日までの4年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格で、〇〇〇さん宅周辺は、〇〇〇円、その他は〇〇〇円です。畑は10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、後継者に経営移譲したため、賃借権を移転するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号7番から番号11番までの〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営移譲したので、農地の賃借権を後継者に移転するものであり、借主の世帯の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

議 長

NO7から11について、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号7番から11番までご説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、7番〇〇さん宅と〇〇〇間にある〇〇さん宅の裏手になる農地になります。

番号8番ですが、〇〇さんの土地の2筆離れた所にある〇〇〇沿いにある農地になります。

番号9番の〇〇番〇という土地ですが、番号8番農地のそれより先になります。〇〇沿いにある農地になります。〇〇番〇の土地から〇〇番〇ですが、〇〇〇さん宅と〇〇〇のちょうど中間当たりですが、ここの農地になります。〇〇番〇から〇〇番〇というのは、〇〇入っていったところの上にある、山にある農地となっております。

番号10番は、〇〇〇さん宅の周りある土地となります。

番号11番は、〇〇番〇から〇〇番〇ですが、〇〇〇を入って行ったところに、〇〇さん宅がありますが、斜め手前になる農地となります。〇〇番〇から〇〇番〇ですが、〇〇さん宅の周りの農地になります。以上でよろしく願います。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO7から11については、原案のとおり決定し、許可することとします。

暫時休憩いたします。

(中井会長着席)

再開します。

NO12から14について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号12、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年9月1日、対価の支払期限は令和2年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号13、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和12年3月5日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で、〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号14、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和8年3月5日までの6年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所

有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

NO12から14について、担当委員から順次、補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

12番についてご説明いたします。内容につきましては事務局説明のとおりとなっております。場所ですけれども、〇〇を入れていきまして、〇〇さん宅がありますが、その裏手にある一角とその向かい側です。そこにある農地になります。よろしく願いいたします。

3番
(安田委員)

13番ですが、内容につきましては事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇さん住宅の周りに一団地ともう少し〇〇寄りに行ったところに〇〇〇がありますが、その手前に〇〇挟んで両側に一団地です。

14番ですが、こちらも事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さん住宅の横に〇〇の住宅ございますが、その前の圃場になります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO12から14については、原案のとおり決定し、許可することとします。

NO15について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、山田委員の退席を求めます。暫時休憩します。

(山田委員退席)

再開します。

NO15について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号15、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和3年3月5日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議長

NO15について、担当委員から補足説明を願います。

10番
(杉本委員)

15番、〇〇〇の信号から〇〇〇方に〇〇〇を〇〇〇に向かいます。左手に〇〇〇がございますが、〇〇〇から〇〇方面に100m位下った、右側の〇〇さん宅の周辺圃場になります。よろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案のNO15については、原案のとおり決定し、許可することとします。

暫時休憩といたします。

(山田委員着席)

再開します。

NO16から23について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号16、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、代理人蘭越町長。土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和7年3月5日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

なお、代理人 蘭越町長となっています。規模拡大交付金及び農地集積協力金の該当になっている案件です。あいだに円滑化団体である町に白紙委任することとなっております。

また、契約期間についてですが、前回の契約期間からの更新となりますが、規模拡大交付金を受けているものは6年間、農地集積協力金を受けているものは10年間賃貸借を継続することとなっております、いずれも農地集積協力金が伴うため継続契約するものです。

番号17、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年9月1日、対価の支払期限は令和2年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口

から第4号については記載のとおりです。

番号18、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年8月1日、対価の支払期限は令和2年7月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

番号19、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和7年3月5日までの5年間です。価格は、〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号20、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年8月1日、対価の支払期限は令和2年7月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

番号21、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和3年3月5日までの1年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号22、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年8月1日、対価の支払期限は令和2年7月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

番号23、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和2年3月6日から令和3年3月5日までの1年間です。価格は、総額で〇〇〇円。10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で、〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号20番から番号23番までの〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

NO16から23について、担当委員から順次、補足説明を願います。

10番
(杉本委員)

番号16番、〇〇〇から〇〇方面に〇〇を向かいまして、〇〇〇の手前の大きなカーブになりますが、左に入りまして、〇〇〇があります。そこの手前の圃場です。よろしく願いいたします。

2番
(近藤委員)

番号17番、ご説明いたします。内容につきましては、売買ということで、場所につきましては、〇〇から〇〇から真向かいに4筆と〇〇さんの住宅から下2筆、〇〇さん住宅の方へ入って、奥の方にあります。まとまって一角3筆です。〇〇〇の中では借りてくれる人が居なくて〇〇さんに売買ということになります。

それから18番の売買ですが、〇〇さんが今まで賃貸で耕作されていた土地であります。場所は、〇〇〇から入って行って、奥の方に3筆、航空写真を見たらわかると思いますが、道路挟んで2筆ありますが、細く入っているのは、土地改良区の土地になっています。

19番、同じく賃貸されていた、〇〇さんの土地ですが、土地が小さく、条件が非常に小さい水田であり条件が良くないので、そこは賃貸のまま残しまして、水張で反当り〇〇〇円賃貸料としております。

20番、〇〇さんと、〇〇さんについて、今まで賃貸で〇〇〇さんが借りていた土地になります。今回は、売買ということで、〇〇〇さんと〇〇〇さんの売買で、基盤整備が終わっている土地で圃場的には非常に整備されている土地なので、整備されていなければ、相場大体〇〇万円位の相場だったのですが、〇〇万円以上の基盤整備代がかかっているのです、〇〇さんの方で〇〇万円という値段を設定していただきました。場所については、〇〇さんの隣になります。

21番、こちらは賃貸になります。〇〇さんと〇〇さんの契約です。今売買されました土地の下、住宅の周りこちらが賃貸になります。

22番、〇〇〇から裏に入って行って、奥の水田です。こちらも基盤整備が終わっている水田であり、〇〇さんから〇〇さんが賃貸で借りていた土地を売買します。

23番の航空写真が現況とは変わるのですが、真ん中に細く入っている土地で財務省の土地、半分ですが、ここの部分が賃貸になります。以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO16から23については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第7、議案第4号 農用地区域の変更についてを議題とします。

NO1について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農用地区域の変更について、農用地区域を変更することについて、蘭越町長から下記のとおり協議があったので、その可否について、意見を求める。令和2年2月27日提出。蘭越町農業委員会会長名。

今回協議があったのは、除外が1件です。

番号1番、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。〇〇〇予定のため、除外するものです。場所は、〇〇〇沿いから〇〇〇宅裏にある土地です。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になると考えております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

この圃場については、昨年、私と山田委員、杉本委員で確認済みであります。条件的に〇〇〇から〇〇のずっと奥になります。〇〇さん宅から少し山沿いに入る土地の一角なのですけれども、〇〇さんが〇〇住んでいたのですが〇〇〇かなり経過していました、確認は出来ております。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第 4 号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程 8、議案第 5 号 令和 2 年農作業雇用標準賃金の改定についてを議題といたします。

第 3 2 回総会で、「振興・農政専門委員会」に付託しておりますので、椿 委員長から検討した結果について報告をお願いします。

1 2 番
(椿委員)

議案第 5 号 令和 2 年農作業雇用標準賃金の改定について、2 月 2 0 日午後 6 時から振興・農政専門委員会を開催し、専門委員の皆さんと協議を行いました。

お手元に配布しております、令和 2 年農作業雇用標準賃金改定案について説明させていただきます。

手作業賃金につきまして、現行の 1 時間当たりの賃金 900 円ですが、昨年 10 月北海道労働局が決定しました最低賃金 861 円を上回っております。また、山麓地区の他町村と比較しましても差異が無いことから、委員会としましては日額 7,200 円と共に据え置くことで決定しました。

改正が必要な事項として、各作業について協議した結果、1 点のみ改正を提案することとなりました。

昨年からはマルチコプター（ドローン）による防除や除草剤散布への取組が始まっており、今後はラジコンヘリ同様に作業委託が想定されることから、対応できるよう「ヘリ防除」を「ヘリ等防除」に改め、備考欄へ「マルチコプター（ドローン）を含む」を追記することを、振興・農政委員会での改正案として起案します。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、椿 委員長から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、椿 委員長からの報告のとおり決定することとします。

なお、この賃金表を農家の皆さんと、各事業所に配布することといたします。

日程 9、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和2年1月30日付けで、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆、同年2月6日付で、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆、同月7日付で〇〇〇さんから〇〇番〇外〇筆、同日付で、〇〇〇さんから〇〇番〇、同月10日付で、〇〇〇さんから全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

報告第2号 蘭越町農業再生協議会臨時総会の概要について、西元代理より報告願います。

13番
(西元委員)

私から蘭越町農業再生協議会臨時総会の概要について報告いたします。去る2月13日午後1時から役場3階会議室におきまして、蘭越町農業再生協議会臨時会が開催されました。

国が令和2年産米の需要量を708万トンから717万トンと示したのを受け、北海道農業再生協議会では主食用米の需給見通しなどを踏まえ534,060トン、面積換算で97,402ヘクタールと設定しております。

各地域協議会別の生産の目安は、元年産の作付実績を基本に2年産の作付意向などを考慮した上で算定され、蘭越町農業再生協議会へは、8,852.135トン、面積換算で1,679.7ヘクタールが提示されました。前年と比較しますと12,692トン増、11.9ヘクタール増となっております。

蘭越町農業再生協議会では、令和2年におきましても昨年同様に、米価の安定による農家所得の確保や安定供給を目的として設定された「生産の目安」での実際の生産の推進を各農業者へ理解を求め、取り進めることで議決されました。皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

以上となります。

議長

ただ今、西元代理から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

これより、質疑及びご意見を伺います。

質疑・ご意見はありませんか。

2番
(近藤委員)

協議会の構成員について、農業者以外の方もメンバーに数名入っているようですが、役員に入った人が役員になっても内容を把握するのが難しいと聞いています。構成自体を見直した方が良いのではないだろうか。

また、転作や中山間等について、農業者に対して現地確認を含め、しっかりとした指導、説明等をしていただくよう、農業委員会として町に対し、要望してみてもどうか。

事務局
(木村局長)

協議会構成員については、農家ではないメンバーも入れることとして決まっていた経緯があります。以前にも農家ではない構成員から、会議の際にも農家ではないので困る等の意見もありました。

転作等の関係については、現地確認をして、その都度、何かあれば農家へ指導等もしているとは思いますが、対象農地に相応しくない場合には返還等も考えられることもあります。今日の意見も農業委員会の意見として、農政係の方へ伝えさせていただきます。

議長

その他、何かありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

以上で、よろしいですか。

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

1つ目、山田委員農業委員永年勤続表彰について、3月19日第88回北海道農業会議の席上にて表彰式が行われることとなっております。

2つ目、次回総会日程について、3月27日金曜日、16時30分予定しております。

3つ目、「2021年度国策（農業政策と予算要求）意見要望」について、全回総会時に説明させていただきましたが、皆様から要望事項は無かったので、事務局で昨年までに要望し、改善がされていない項目について、再度要望するのが適当ではないかと判断させていただきました。

要望1つ目は、基盤整備です。予算確保・予算配分を当初につけてほしい、今年の補正予算のように3月半ばでの予算確定ではなく、当初予算に付けてほしいとの要望をします。

要望2つ目は、機構集積協力金について、貸借期間10年以上となっている要件引き下げを要望します。ここ数年、返還事例が何件か出てきており、要件緩和を要望させていただきます。

要望3つ目は、新規就農、親元就農に対する支援についてですが、農業次世代人材投資資金などがありますが、親元就農になるといろいろと厳しい制限があるため、活用しづらいという声を聞きます。新制度も含め、親元就農支援を要望します。

以上3点説明させていただきましたが、皆様からご意見がありませんか。無ければ、来週3月2日（月曜日）地方連の幹事会が予定されておりますので、そこで提出いたします。

全委員

異議なし。

事務局
(木村局長)

4つ目は、農業委員の改選について、毎回総会の時に話しておりますが、2月28日に町ホームページに掲載されます。行政協力宛には3月2日予定で周知をいたします。

以上で報告を終わります。

議長

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第33回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長

印

署名委員

印

署名委員

印